

仕 様 書（案）

1 件 名

ノーマライゼーションかしわプラン 2027 策定支援業務委託

2 目 的

ノーマライゼーションかしわプラン 2027（第 5 期柏市障害者基本計画・第 8 期柏市障害福祉計画・第 4 期柏市障害児福祉計画）の策定に向けて，基礎調査にて障害者等の意向や現状を分析・把握し，前計画の総括等を踏まえた計画骨子案の作成等の策定支援全般を行う。

3 内 容

（1）基礎調査

ア アンケート調査

下記（ア）及び（イ）のアンケート調査を行う。なお，アンケートの配布，収集及び回収率向上のための方策に係る費用は受託者の負担とする。

（ア）障害当事者向けアンケート

障害者等の現状や意向を把握するため，任意で抽出した障害者を対象にアンケート調査を行う。令和 7 年 8 月頃に障害福祉課から提供する宛名シールを用いてアンケート用紙を配布し，9 月末までに収集する。なお，アンケート調査はインターネットを利用した回答ができるような環境を整えることとし，紙媒体での回答重複を確認する方法を考慮すること。

（イ）市民向けアンケート

障害に関する理解や認識を把握するため，任意で抽出した市民を対象にアンケート調査を行う。最低 1000 人の市民を対象に回答を促す通知等を行うこととするが，対象数は分析に耐えうる回答数が確保されるよう考慮すること。なお，通知等にあたって宛名シールが必要な場合には，障害福祉課から提供する。

- ① アンケート内容の考案
- ② アンケート用紙の印刷
 - (ア) 約 4, 500 枚
 - (イ) なし ※インターネットを利用しての回答のみ。
- ③ アンケート用紙の封入・配布
- ④ アンケート用紙の回収

イ ヒアリング調査

アンケート調査を補完する目的で実施する，関係団体・事業所・各部署へのヒアリングに同席して意見を聴取する（参考：令和４年度は９団体，５事業所にヒアリングを実施）。

ウ 基礎調査（アンケート及びヒアリング）結果の集計・分析（障害当事者向けアンケートの回収率は５０％を見込む）

エ 基礎調査結果報告書の作成

令和４年度に作成した「柏市障害者計画策定のための基礎調査結果報告書」を参考に，上記ウの分析結果を表やグラフを用いて報告書を作成する。

オ 基礎調査結果報告書概要版の作成

上記エを３０頁程度にまとめた概要版を作成する。

(2) 国・県等の動向調査及びそれを踏まえた分析

(3) 柏市自立支援協議会運営会議（令和７年度３回，令和８年度５回）及び全体会（各年３回），柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会（令和７年度３回，令和８年度５回）への出席及び会議録の作成

(4) 計画書骨子案の作成

上記(1)～(3)を踏まえた施策案等を整理して，ノーマライゼーションかしわプラン２０２７の骨子案を作成する。

(5) 計画書の作成

(6) 計画書概要版の作成（ルビ付き版を含む）

(7) 計画書概要版のデイジー版の作成

(8) 打ち合わせ

上記(1)～(7)の作成のために障害福祉課と随時打ち合わせに出席する。

4 履行場所

柏市役所障害福祉課 他

5 期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

6 成果物

(1) 納品物及び納期

ア アンケート用紙

納期：令和7年7月31日（木）

(ア) 障害当事者向けアンケート

4,500部

(イ) 市民向けアンケート

なし。ただし、インターネットを利用しての回答の準備を上記の納期までに行うこと。

イ 基礎調査結果報告書（250頁程度）

納期：令和7年12月24日（水）

A4サイズ，両面白黒印刷，表紙及び裏表紙のみカラー用紙，並製本 250部

ウ 基礎調査結果報告書概要版（30頁程度）

納期：令和7年12月24日（水）

A4サイズ，両面白黒印刷，表紙及び裏表紙のみカラー用紙，並製本 250部

エ 計画書（150頁程度） 250部

オ 計画書概要版（20頁程度） 600部

カ 計画書概要版のルビ付き版（20頁程度） 50部

キ 計画書概要版のデイジー版（CD-R） 60部

視覚障害者が聞き取りやすく，項目ごとに聞くことのできるものとする。

上記エ～キの納期：令和9年3月中旬頃

ク 現状分析その他関係資料，上記ア～カに関する資料等について，Word形式もしくはExcel形式及びPDF形式データ及びCD-R一式

作成した統計グラフや表については、計画書等に使用できるように、単体で切り貼りできるようなデータも用意すること。

(2) 成果物の管理及び帰属

成果物の管理は、柏市が行い、成果物はすべて柏市に帰属するものとする。受託者が成果物を公表しようとする場合は、あらかじめ柏市の承認を得なければならないものとする。

(3) 納品場所

柏市役所（柏市柏五丁目10番1号）

7 委託業務に従事するものに対する指揮命令等

(1) 受注者は、委託業務に従事する者に対し直接指揮命令を行う。

(2) 受注者は、委託業務の実施について本市との連絡及び調整を行う。

(3) 本市は、委託業務に係る指示等は、受注者に対して行い、委託業務に従事する者に対して直接委託業務に係る指揮命令を行わない。

(4) 受注者は、委託業務に従事する者の教育指導に万全を期し、職場の秩序規律を保持し、風紀を維持し、秩序ある委託業務の実施を行う責任を負う。

8 委託業務契約等に関すること

(1) 単価・総価契約の別
総価契約

(2) 支払い方法
2回

※令和7年度分、令和8年度分としてそれぞれ履行後に請求書の提出があつてから支払うものとする

9 個人情報保護について

別途契約書に記載のとおり

10 問い合わせ

柏市福祉部障害福祉課企画総務担当 担当：本間，飯塚
〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電 話 0 4 - 7 1 6 7 - 1 1 3 6
F A X 0 4 - 7 1 6 7 - 0 2 9 4